

## 神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学会会則

2015年4月1日 制定

2017年6月14日 改正

(名称)

第1条 本会は、神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学会（以下「学会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学部（以下「学部」という。）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、学部の教育並びに研究の充実と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学術出版物等（学会誌を含む）の発行
- (2) 研究会及び学術講演会の開催
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもつて組織する。

- (1) 正会員 学部の専任教員、及び学部の教育に関わる者で本会に入会を希望し、グローバル・コミュニケーション学部教授会（以下「教授会」という。）が認めた者
- (2) 学生会員 学部生
- (3) 同窓会員 学部を卒業し、本会に入会を希望し、教授会が認めた者
- (4) 名誉会員 本会に特別の寄与をした者で、名誉教授及び教授会が認めた者
- (5) 賛助会員 本会の目的・趣旨に賛同し、所定の会費を納入する者

2 会員は本会の諸事業に参加し、かつ、学会誌の配布を受ける。

(総会)

第6条 総会は本会の正会員で構成する。

- 2 総会は、随時会長がこれを招集し、議長となる。
- 3 総会は、事業、決算、予算、その他の重要事項の立案と決定を行う。
- 4 総会は、正会員の2分の1以上の出席によつて成立し、議事は出席者の過半数によつて可決する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長（学部長がこれにあたる）

(2) 会計 若干名

(3) 監事 1名

(4) 学会誌の編集委員 若干名

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

（会費）

第8条 会員は次に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は除く。

(1) 正会員 年額 5,000円（入会金 1,000円）

(2) 学生会員 年額 2,500円（入会金 1,000円）

(3) 同窓会員 年額 2,500円

(4) 賛助会員

（団体）年額 10,000円

（個人）年額 5,000円（入会金 1,000円）

2 学生会員は、入学時に入会金1,000円及び4年分の会費を一括納入する。

（経費）

第9条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金及び神戸学院大学からの助成金をもつてこれにあてる。

（会計年度）

第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計報告）

第11条 会長は、毎年会計年度終了後、会計監査を経た後に総会において前年度の会計報告を行い、総会の審議を受けなければならない。

（会則の改正）

第12条 本会則の改正は、総会の決議によつてこれを行う。ただし、この決議は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

（内規）

第13条 第4条の規定による事業の運営に関する必要事項については、別に内規を定める。

附 則

この会則は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2017年6月14日）

この会則は、2017年6月14日から施行する。